

令和 2 年 2 月 27 日

住宅関連業界団体 各位

独立行政法人住宅金融支援機構

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う建築設備の
部品供給の停止等への対応について
(フラット 3 5 関係)

平素よりフラット 3 5 の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。

このため、国土交通省は、本日付けで特定行政庁、指定確認検査機関に対し、トイレ等が未設置の状態で検査済証を交付できる旨の通知を行っています。

このような状況に鑑み、弊機構においても同様のケースにおいて適合証明書を交付する場合の手続を定め、本日付けでフラット 3 5 の物件検査を実施する適合証明検査機関宛てに通知しました。

なお、当該手続を適用し適合証明書が交付された場合にあっては、完成前にフラット 3 5 の返済が始まることとなるため、申請にあたっては、融資利用者の同意を要件としていることを念のため申し添えます。

具体的な手続につきましては、物件検査を申請する適合証明検査機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。